瑞宝小綬章を授ける
　五十嵐勇喜　佐々木昭夫
　竹内　愛三　山崎　俊作
瑞宝双光章を授ける（各通）
　小不動茂雄　佐々木　豊
瑞宝単光章を授ける（以上十一月二十一日）
（大阪教育大学名誉教授）　西橋　靖雄
（政策研究大学院大学名誉教授）　藤正　巖
瑞宝中綬章を授ける（各通）
（国立大学法人職員）
　古村えり子　吉野　實
瑞宝小綬章を授ける（各通）
　板井　博　糸田　武久
　絹川　正弘　土谷世志彦
　山根　充　若生　勉
瑞宝双光章を授ける（各通）
　家子　良樹　尾上　秀司
　清川　秀聡　松本　博光
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十二日）
　碇石　道雄　黒部　喜一
　村松　徹二　吉川　博久
瑞宝双光章を授ける（各通）
　遠藤　春男　鈴木　三郎
　日浦　裕二　木村美保子　井上　武雄
　大木　茂夫　大橋英三郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十四日）
　中村　末次　波多野直彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
　内田　義照　横内　照宣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十五日）
　小川　信幸
瑞宝単光章を授ける（以上十一月二十三日）
　古川　雅弘
瑞宝小綬章を授ける
　伊藤　修次　春名　恒昭
　正岡　三郎　村山　三男
瑞宝双光章を授ける（各通）
　稲森　裕二　小山内誠一
　田中　章　森田　敏郎
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十四日）
　中村　末次　波多野直彦
瑞宝双光章を授ける（各通）
　内田　義照　横内　照宣
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月二十五日）
　橋本　千秋　蝦名　忠雄　山田　晃久

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十二月十九日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

　橋本　千秋　蝦名　忠雄　山田　晃久

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十二月十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

　辻川　芳江　木村美保子　井上　武雄
　大木　茂夫　大橋英三郎

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十二月十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

　内海　良夫　長岡今朝吉

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十二月十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

　中三晴之助　仲田　洋一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

　長島　雅則

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十二月十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

　株式会社望月塗工
　能瀬精工株式会社
　川崎重工業株式会社
　須賀川除染支援事業協同組合
　日本特殊陶業株式会社
　ダイト株式会社
　共和工業株式会社
　株式会社ユタカ電子

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十七年十二月十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

　故中西勝遺族　中西さく子
　故山崎恭一遺族　山崎　絵里

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

公同の事務に勤勉したので、平成二十七年十二月十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

　故佐野千鶴子遺族　佐野　満男

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

官庁事項

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成5年4月5日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成27年12月28日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

別表中「71職種130作業」を「72職種131作業」に改め、同表2中「まぐろはえ縄漁業」を「延縄漁業」に、「底曳網漁業」を「曳網漁業」に、「流し網漁業」を「刺し網漁業」に、「かに・えびかご漁業作業」を「かに・えびかご漁業」に改め、同表中「12職種21作業」を「13職種22作業」に改め、同表5に「

座席シート縫製	自動車シート縫製作業

」を加える。

附　則

この基本方針の改正は、公布の日から適用するものとする。

法務

公証人任免

東京法務局所属公証人平谷正弘は願により公証人を免ぜられた。

浜秀樹は公証人に任命され、東京法務局所属公証人平谷正弘の後任を命ぜられた。（以上十二月十八日）（法務省）

公聴会

那覇空港の施設変更に関する公聴会

航空法（昭和27年法律第231号）第55条の2第3項において準用する同法第39条第2項の規定により公聴会を開催するので、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第81条第1項の規定により公示する。

平成27年12月28日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

1　事案の内容　平成27年国土交通省告示第1263号に係る那覇空港の施設変更について
2　日時　平成28年1月26日13時30分
3　場所　沖縄県青年会館
4　主宰者　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長（同課長が出席できないときは同課職員のうち係長以上の職にある者）
5　公述の申出　公述しようとする利害関係人は、下記事項に留意の上、公述申込書及び公述書各2部を平成28年1月12日17時までに必着するよう、郵便番号100―8918　東京都千代田区霞が関2丁目1番3号　国土交通省航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課長に提出しなければならない。
6　傍聴　傍聴人の人数は100人以内とし、受付順に選定する。なお、受付は公聴会当日11時00分から沖縄県青年会館で行い、傍聴券を交付する。

記

(1)　公述できる利害関係人の範囲　航空法施行規則第80条に規定する者
(2)　公述申込書の記載事項　公述しようとする者の氏名、住所、職業、年齢（法人にあっては、その名称及び住所並びにその法人を代表して公述する者の氏名、職名及び年齢）及び事案に対する賛否並びに利害関係を説明する事項
(3)　公述書の記載事項　公述しようとする者の氏名及び公述しようとする具体的内容
(4)　公述書の内容が事案の範囲外にあるか又は他の同類のものがあるときは、公述を申し込んだ者の中から公述人を選定することがある。
(5)　議事の整理上必要であるときは、公述時間を制限することがある。
(6)　制限時間、公聴会当日の受付時間及び場所その他必要な事項は、公述を申し込んだ者に直接通知する。